

交 対 協 第 5 号

平成28年9月16日

宮城県交通安全対策協議会幹事 各位

宮城県交通安全対策協議会幹事長
(宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長)



平成28年度夕暮れ時の交通事故防止運動について（依頼）

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年度宮城県交通安全県民運動実施要綱に基づき下記のとおり「夕暮れ時の交通事故防止運動」を実施しますので、本運動の推進について御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 実施期間

平成28年10月1日（土）から平成29年1月31日（火）までの間（4か月間）

2 実施内容

別紙夕暮れ時の交通事故防止運動のとおり

(平成28年度宮城県交通安全県民運動実施要綱より抜粋)

担当：宮城県震災復興・企画部

総合交通対策課交通安全班 鈴木

電話：022-211-2438

FAX：022-211-2290



夕暮れ時の交通事故防止運動

～ 早めのライト点灯 反射材でライトアップ ライト（右側）注意 ～

1 目的

日没時間が早くなる時期、夕暮れ時から夜間の時間帯に、高齢者を始めとする交通事故が多発する現状を受け、全ての道路利用者の交通安全意識を醸成するとともに、早め点灯、反射材・LEDライトの積極的活用等について周知徹底を図る。

2 運動の重点

- (1) 早め点灯の推進
- (2) 上向きライトの原則の周知徹底
- (3) 反射材・LEDライトの活用促進
- (4) 高齢者の交通事故防止



3 実施事項

運転者は

- (1) 早め点灯に努めましょう。
- (2) 夜間走行時は、ライトは上向きが基本です。対向車がある場合等、状況に応じてこまめにライトを切り替えましょう。
- (3) 夕暮れ時は、周囲が見えにくくなるので、スピードを抑え、横断歩行者等の早期発見に努めましょう。
- (4) 横断歩行者「最優先」に、やさしさといたわりのある思いやり運転を励行しましょう。

自転車利用者は

- (1) 交差点での安全確認を徹底しましょう。
- (2) 反射材やLEDライトの有効活用に努め、車体側面へも忘れずに取り付けましょう。
- (3) 早め点灯に努めましょう。
- (4) 自転車は車道が原則、歩道は例外です。歩道通行可の歩道上では、車道寄りを徐行しましょう。「歩行者の通行を妨げるときは一時停止」を遵守しましょう。

歩行者は

- (1) 横断歩道、信号機等を利用した正しい横断に努めましょう。
- (2) 道路横断時の安全確認を徹底しましょう。特に横断後半の安全確認に留意しましょう。
- (3) 夜間は明るい目立つ色の服を着用し、反射材やLEDライトの有効活用に努めましょう。

職域では

- (1) 交通安全講習会等を開催するなど、夕暮れ時から夜間にかけての時間帯における交通事故防止意識の向上と「交通ルール 守るあなたが 守られる」という意識の醸成を図りましょう。
- (2) 夕暮れ時から夜間にかけての交通事故が多発していること、特に、高齢歩行者及び自転車乗用中の交通死亡事故が多発していることを周知し、これらの事故防止を図りましょう。
- (3) 運転中は進行方向右側にも注意を傾ける必要性を指導しましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙（誌）等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動を積極的に推進しましょう。
- (2) 警察、交通安全協会、交通安全母の会等関係機関・団体が協働して、計画的な高齢者世帯訪問事業を推進しましょう。
- (3) 警察官、交通指導隊（員）が協働し、夕暮れ時から夜間にかけての時間帯に、交通監視活動等の横断歩行者保護誘導活動及び広報車活用による広報啓発活動を計画的に推進しましょう。
- (4) 反射材・LEDライトの普及と活用の促進を図りましょう。

参 考

夕暮れ時の事故防止「ラ・ラ・ラ運動」

- ①イト～Light on～（早めのライト点灯）
- ②イトアップ～Light up～（目立つ装備・服装）
- ③イト～Right careful～（右側注意）

